



平成29年度
蔵王町水道水質検査計画書



蔵 王 町

蔵王町では町民の皆様に安全で良質な水を届けるために、これまで実施してきた水道水質検査結果をもとに、水質検査全般について見直しを行い、平成29年度の水質検査計画を策定しました。

【計画の特徴】

1. 浄水場出口の他に原水でも検査します。
2. 浄水場の水系ごとの検査結果を踏まえて、検査回数を設定しました。
3. 検査回数は法令で設定される回数と同等かそれ以上の回数に設定しました。

【計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目並びに検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時水質検査
8. 水質検査の区分
9. 水質検査計画の公表
10. 水質検査結果の精度と信頼性保証
11. 関係機関との連携

【水道水質検査計画とは】

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質管理計画とは、水源からご家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査回数などを定めたもので、毎年度の開始前に公表することとしています。

1. 基本方針

- (1) 蔵王町では、安全で良質な水道水をご利用いただくために、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、水質検査を実施します。
- (2) 水質検査については、水道法で検査が義務付けられている給水栓（お客様の蛇口）に加え、浄水（浄水場の出口）及び原水とします。
- (3) 臨時の水質検査については、基本的な検査項目等を定めます。
- (4) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目と、検査することが望ましいとされている水質管理目標設定項目及びその他水質項目とします。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

平成28年度の蔵王町の給水状況は以下の通りです。

給水区域	蔵王町
給水人口（平成28年度末）	11,746人
普及率	94.7%
計画一日最大給水量（上水道）	5,850m ³
（簡易水道）	5,695m ³

(2) 配水系統

蔵王町の水道は上水道と簡易水道で処理され各家庭に給水されています。

(3) 浄水施設の概要

蔵王町上水道事業

計画給水人口	10,657人	計画一日最大給水量	5,850m ³
水源	蔵王配水池（仙南仙塩広域水道供給事業から受水） 平沢水源（湧水）・曲竹水源（浅井戸）・宮水源（湧水）		

蔵王町簡易水道事業

1) 遠刈田地区簡易水道

計画給水人口	2,938人	計画一日最大給水量	4,400m ³
水源	上の原水源（浅井戸）・清水原水源（湧水） 休養村浄水場（河川水・急速ろ過方式）		

2) 七日原地区簡易水道

計画給水人口	301人	計画一日最大給水量	173m ³
水源	七日原浄水場（表流水・暖速ろ過方式）		

3) 北原尾地区簡易水道

計画給水人口	131人	計画一日最大給水量	240m ³
水源	白石市三住水源（湧水）		

4) 蔵王山水苑第二地区簡易水道

計画給水人口 1, 640人 計画1日最大給水量 505m³
水 源 山水苑第二水源(浅井戸)

5) 清水原地区簡易水道

計画給水人口 1, 505人 計画1日最大給水量 377m³
水 源 清水原別荘地水源(深井戸)

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は仙南仙塩広域水道からの受水及び河川水と井戸水、湧水等ですが、水源の状況に応じて適切な浄水処理を行うとともに、水質検査を行い、安全で良質な水道水を町民の皆様に供給いたします。河川水、井戸水、湧水等の水源については、汚染要因及び水質管理上の注目しなければならない項目について、引き続き水質管理の徹底を行います。

4. 採水場所

(1) 原水の検査

上水道事業については、仙南仙塩広域水道からの受水は、宮城県が水質管理を行っており、自己水源の平沢水源、曲竹/宮司水源、宮水源の3ヶ所(表1)について検査を実施します。

また、簡易水道については7ヶ所(表2)の水源について検査を実施します。

(2) 給水栓水(蛇口)の検査

上水道事業については、8ヶ所(表1)の給水栓について、簡易水道事業については7ヶ所(表2)の給水栓の検査を実施します。

蔵王町の上水道区域、簡易水道給水区域における各採水場所

(表1) 上水道地区採水場所			
水道名	番号	採水場所	区分
上水道事業地区	1	永野地区給水栓	浄水
	2	円田地区給水栓	浄水
	3	平沢(湯口水源・水神社)	原水
	4	平沢地区給水栓	浄水
	5	円田入地区給水栓	浄水

上水道事業地区	6	曲竹/宮司（曲竹水源）	原 水
	7	曲竹/宮司地区給水栓	浄 水
	8	下別当地区給水栓	浄 水
	9	宮（宮原水・宝龍権現）	原 水
	10	宮地区給水栓	浄 水
	11	向山地区給水栓	浄 水

(表2) 簡易水道地区採水場所

水道名	番号	採水場所	区分
簡易水道地区	21	山水苑第2取水井戸	原 水
	22	山水苑第2給水栓	浄 水
	23	遠刈田（清水原冷仙堂水源）	原 水
	24	遠刈田給水栓	浄 水
	25	エコーランド [®] 別荘地内水源	原 水
	26	エコーランド [®] 給水栓	浄 水
	27	清水原別荘地内水源	原 水
	28	清水原給水栓	浄 水
	29	休養村水源（小阿寺沢）	原 水
	30	休養村給水栓	浄 水
	31	七日原水源（表流水）	原 水
	32	七日原給水栓	浄 水
	33	北原尾（三住出口水源）	原 水
	34	北原尾給水栓	浄 水

5. 水質検査項目並びに検査頻度

蔵王町では、水質基準項目、水質管理目標設定項目、毎日検査項目、その他管理上必要な項目について検査を行います。

- (1) 水質基準項目、水質管理目標設定項目については水質検査内訳表（別表－1）に基づいて行います。また検査頻度については平成29年度水道水質検査頻度表（別表－2・別表－3・別表－4・別表－5）により実施いたします。
- (2) 毎日検査については、各簡易水道、浄水場、配水系統ごと配水管の末端給水栓を1箇所とし、上水道地区4箇所、簡易水道地区で8箇所とし、計12箇所で行います。

水質基準項目は、法令で基準値が定められている項目です。
水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水質管理上必要である項目について検査を行うものです。
毎日検査項目は、蛇口で1日1回行うことが義務づけられている項目です。

6. 水質検査方法

水質基準項目、及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行いません。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の区分

色・濁り・及び消毒の残留効果については、一般家庭に委託して行います。その他の水質項目の検査は水道法20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度前に作成し、上下水道課で閲覧できるほか、インターネットのホームページに掲載します。

また、検査結果につきましても、毎年公表いたします。

10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、検査項目については、正確かつ精度の高い信頼性のある検査機関に委託して行います。

11. 関係者との連携について

水質汚染事故が発生した場合には、宮城県、仙南保健福祉事務所、委託検査機関及び関係機関と連携して、迅速で適切な対策を行ない、水道水の安全性を確保します。

問い合わせ先

蔵王町役場 上下水道課

〒989-0892

蔵王町大字円田字西浦北 10 番地

電話 0224-33-3000

F a x 0224-33-3144

<http://www.town.zao.miyagi.jp/>

水質検査内訳表

(別表-1)

項 目	基 準 値	検 査 方 法
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.4mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42	(4S,4aS,8aR) オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ [2.2.1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオ- ール)	0.00001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

※水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生労働省令第15号)別表第1より

平成29年度 水道水質検査頻度表（上水道）

（別表－2）

水道名		検査地点及び検査頻度（上水道事業地区）					
検体識別番号		1	2	3	4	5	6
採水場所		永野地区 （中間） 給水柱	円田地区 （中間） 給水柱	平沢水源 （湯口） 水源	平沢地区 （中間） 給水柱	円田入地区 （末端） 給水柱	曲竹/宮司地区 （曲竹） 水源
No	検査項目	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	原水
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物		1	1	1		1
4	水銀及びその化合物		1	1	1		1
5	セレン及びその化合物		1	1	1		1
6	鉛及びその化合物		1	1	1		1
7	ヒ素及びその化合物		1	1	4		1
8	六価クロム化合物		1	1	1		1
9	亜硝酸態窒素		4	1	4		1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		4	1	4		1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		4	1	4		1
12	フッ素及びその化合物		1	1	1		1
13	ホウ素及びその化合物		1	1	1		1
14	四塩化炭素		1	1	1		1
15	1,4-ジオキサン		1	1	1		1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		1	1	1		1
17	ジクロロメタン		1	1	1		1
18	テトラクロロエチレン		1	1	1		1
19	トリクロロエチレン		1	1	1		1
20	ベンゼン		1	1	1		1
21	塩素酸		4		4		
22	クロロ酢酸		4		4		
23	クロロホルム		4		4		
24	ジクロロ酢酸		4		4		
25	ジブロモクロロメタン		4		4		
26	臭素酸		4		4		
27	総トリハロメタン		4		4		
28	トリクロロ酢酸		4		4		
29	ブロモジクロロメタン		4		4		
30	ブロモホルム		4		4		
31	ホルムアルデヒド		4		4		
32	亜鉛及びその化合物		1	1	1		1
33	アルミニウム及びその化合物		1	1	1		1
34	鉄及びその化合物		1	1	1		1
35	銅及びその化合物		1	1	1		1
36	ナトリウム及びその化合物		1	1	1		1
37	マンガン及びその化合物		1	1	1		1
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）		1	1	1		1
40	蒸発残留物		1	1	4		1
41	陰イオン界面活性剤		1	1	1		1
42	ジェオスミン		1	1	1		1
43	2-メチルイソボルネオール		1	1	1		1
44	非イオン界面活性剤		1	1	1		1
45	フェノール類		1	1	1		1
46	有機物（TOC量）	12	12	12	12	12	12
47	pH値	12	12	12	12	12	12
48	味	12	12	12	12	12	12
49	臭気	12	12	12	12	12	12
50	色度	12	12	12	12	12	12
51	濁度	12	12	12	12	12	12
52	嫌気性芽胞菌			12			12
53	クリプトスポリジウム						

※数値は、年間検査件数

平成29年度 水道水質検査頻度表（上水道）

（別表-3）

水道名		検査地点及び検査頻度（上水道事業地区）				
検体識別番号		7	8	9	10	11
採水場所		曲竹/宮司地区 （中間） 給水栓	下別当地区 （末端） 給水栓	宮地区 （宝龍権現） 水源	宮地区 （末端） 給水栓	向山地区 （末端） 給水栓
No	検査項目	浄水	浄水	原水	浄水	浄水
1	一般細菌	12	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1		1	1	1
4	水銀及びその化合物	1		1	1	1
5	セレン及びその化合物	1		1	1	1
6	鉛及びその化合物	4		1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1		1	1	1
8	六価クロム化合物	1		1	1	1
9	亜硝酸態窒素	4		1	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		1	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4		1	4	4
12	フッ素及びその化合物	1		1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1		1	1	1
14	四塩化炭素	1		1	1	1
15	1,4-ジオキサン	1		1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1		1	1	1
17	ジクロロメタン	1		1	1	1
18	テトラクロロエチレン	1		1	1	1
19	トリクロロエチレン	1		1	1	1
20	ベンゼン	1		1	1	1
21	塩素酸	4			4	4
22	クロロ酢酸	4			4	4
23	クロロホルム	4			4	4
24	ジクロロ酢酸	4			4	4
25	ジブロモクロロメタン	4			4	4
26	臭素酸	4			4	4
27	総トリハロメタン	4			4	4
28	トリクロロ酢酸	4			4	4
29	ブロモジクロロメタン	4			4	4
30	ブロモホルム	4			4	4
31	ホルムアルデヒド	4			4	4
32	亜鉛及びその化合物	1		1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	4		1	1	1
34	鉄及びその化合物	1		1	1	1
35	銅及びその化合物	1		1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	1		1	1	1
37	マンガン及びその化合物	1		1	1	1
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	1		1	1	1
40	蒸発残留物	4		1	4	1
41	陰イオン界面活性剤	1		1	1	1
42	ジェオスミン	1		1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	1		1	1	1
44	非イオン界面活性剤	1		1	1	1
45	フェノール類	1		1	1	1
46	有機物（TOC量）	12	12	12	12	12
47	pH値	12	12	12	12	12
48	味	12	12	12	12	12
49	臭気	12	12	12	12	12
50	色度	12	12	12	12	12
51	濁度	12	12	12	12	12
52	嫌気性芽胞菌			12		
53	クリプトスポリジウム					

※数値は、年間検査件数

平成29年度 水道水質検査頻度表 (簡易水道)

(別表-4)

水道名		検査地点と検査頻度 (簡易水道事業地区)							
検体識別番号		21	22	23	24	25	26	27	28
採水場所		山水苑第2 (別荘地内) 水源	山水苑第2 (中間) 給水栓	遠刈田 (冷泉堂) 水源	遠刈田 (末端) 給水栓	エコラント [®] (別荘地内) 水源	エコラント [®] (中間) 給水栓	清水原 (別荘地内) 水源	清水原 (末端) 給水栓
No	検査項目	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	1	4	1	4	1	4	1	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	1	4	1	4	1	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸		4		4		4		4
22	クロロ酢酸		4		4		4		4
23	クロロホルム		4		4		4		4
24	ジクロロ酢酸		4		4		4		4
25	ジブロモクロロメタン		4		4		4		4
26	臭素酸		4		4		4		4
27	総トリハロメタン		4		4		4		4
28	トリクロロ酢酸		4		4		4		4
29	ブロモジクロロメタン		4		4		4		4
30	ブロモホルム		4		4		4		4
31	ホルムアルデヒド		4		4		4		4
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	4	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1
40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	4	1	1
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1
45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物(TOC量)	12	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12
48	味	12	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12
52	嫌気性芽胞菌	12		12		12		12	
53	クリプトスポリジウム	1							

※数値は、年間検査件数

平成29年度 水道水質検査頻度表（簡易水道）

（別表－5）

水道名		検査地点と検査頻度（簡易水道事業地区）							
検体識別番号		29	30	31	32	33	34		
採水場所		休養村 （小阿寺沢） 水源	休養村 （末端） 給水栓	七日原 （表流水） 水源	七日原 （中間） 給水栓	北原尾 （三住） 水源	北原尾 （中間） 給水栓		
No	検査項目	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水		
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12		
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12		
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1		
9	亜硝酸態窒素	1	4	1	4	1	4		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	1	4	1	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1		
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1		
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1		
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1		
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1		
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1		
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1		
21	塩素酸		4		4		4		
22	クロロ酢酸		4		4		4		
23	クロロホルム		4		4		4		
24	ジクロロ酢酸		4		4		4		
25	ジブロモクロロメタン		4		4		4		
26	臭素酸		4		4		4		
27	総トリハロメタン		4		4		4		
28	トリクロロ酢酸		4		4		4		
29	ブロモジクロロメタン		4		4		4		
30	ブロモホルム		4		4		4		
31	ホルムアルデヒド		4		4		4		
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1		
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12		
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	1	1	1	1	1	1		
40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1		
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1		
42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1		
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1		
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1		
45	フェノール類	1	1	1	1	1	1		
46	有機物（TOC量）	12	12	12	12	12	12		
47	pH値	12	12	12	12	12	12		
48	味	12	12	12	12	12	12		
49	臭気	12	12	12	12	12	12		
50	色度	12	12	12	12	12	12		
51	濁度	12	12	12	12	12	12		
52	嫌気性芽胞菌	12		12		12			
53	クリプトスポリジウム								

※数値は、年間検査件数